

平成28年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

平成28年9月28日

京都府相楽郡笠置町議会

平成28年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成28年9月28日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成28年9月28日 9時30分			議長	杉岡義信	
	閉 会	平成28年9月28日 13時56分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	松本俊清	○	7	石田春子	○	
	4	欠 員		8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 与	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
	議会事務局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署 名 議 員	6 番	西 岡 良 祐		7 番	石 田 春 子		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成28年第3回笠置町議会会議録

平成28年9月14日～平成28年9月28日 会期15日間

議 事 日 程 (第3号)

平成28年9月28日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の継続審査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年9月第3回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

再度申し上げます。答弁される方は、マイクをうまく利用して声を通るようにしてください。

5番議員、瀧口一弥君の発言を許します。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

私は、本日の質問は、災害時に備えて笠置町が確保している食料等の公的備蓄品と備品等の状況について質問いたします。

質問事項4つございますが、2つずつ区切って質問させていただきます。

1番、国は、大規模な地震、また災害に備え、3日分の食料を備蓄することを推奨していますが、京都府においては災害避難者1日2食分を推奨しています。普通、京都府の自治体としては1日1食分としている自治体が最も多く、これが13実施市町村に上ります。ほか12市町村は独自に目標量を設定していますが、笠置町では備蓄目標はどうなっておるのか、それから現在の備蓄量はどうかということをご第1点に質問いたします。

そして2番、数量と保管場所の場所的に何カ所か確保できているのかと、それが2点目の質問です。その質問にお答え願います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

瀧口議員の御質問にお答えさせていただきます。

備蓄ですけれども、国のほうは、家庭内備蓄は大体1人当たり3食3日分ということを推奨されているようです。笠置町におきましては、今回9月の補正でもアルファ化米それから

お水のほうも予算計上させていただきましたが、非常用の飲料水といたしましては人口の3割、お一人当たり3リットル3日分ということで計算しております。大体12リットル入りの箱が324箱というところで計算しております。

しかし、非常用の食料ですけれども、今現在備蓄用のパンを1,440食、これは1個ずつ配りますと住民全員に行き渡る数にはなっているんですけれども、その3割、3食3日分と計算いたしまして、今回不足分の食料品を9月補正で計上させていただきました。合計で2,450食、これで確保できるとしております。

それから、保管場所ですけれども、役場や産業振興会館、それから東部の集会所横にあります備蓄倉庫、それから笠置会館や保育所、スマイルセンターのほうにそれぞれ分けた中で保管していただいています。避難所にもなりますし、避難所からも運びやすいというところでそこに保管しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

保管場所は、分けて設置しておるといことですね。

その水の量に対しては、1日1人3リットルとして3日分、これはいいでしょう。パン1,440食、合計で2,450食分を用意しておると、人口に対して1人1.5人分ぐらいの食料を確保できておるといことをお聞きして安心しておりますが、1食パンだけでも済ませるでしょう。しかし、パンだけかいなという話も出てくると思います。その中で、缶詰等の保管、それから飲料水のほかに栄養剤の保管、それとちょっと聞き漏らしたんですけれども、保管場所を何カ所かおっしゃっていただきましたが、合計で何カ所あるのか、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

食料品、米、パン、お水以外ですけれども、今、食料品としてはそれだけしか備蓄できておりません。缶詰類等も今後検討していく課題となっていると感じております。

乳児用の粉ミルク等については、今幾らか保管しているんですけれども、あれにつきましても保存期間がやはり短いですので、毎年更新なりということをかけていかないといけませんので、そこらも次回なり当初予算なり計上させていただきたいと思っております。

保管場所ですけれども、役場、産業振興会館、笠置会館、保育所、スマイルセンター、旧の保育所ですね、東部集会所横の防災倉庫ということで6カ所準備、そこに分けて置いてお

ります。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 6カ所とお聞きいたしました。一応安心しておりますが、南部地区においては産業会館1カ所でちょっと少ないような気もいたしますが、これからできましたらもう1カ所ぐらい場所を確保していただきたいと思います。

それでは、3番、4番の質問に移らせていただきます。

備蓄食料の保存期限とその後の処理はどうなっておるのか。4番として、備品としてテント、シート、毛布、トイレ、乾電池、コンロ、ガス等、それから私、この質問状を書いてから後に思い出したんですけれども、災害時には必ず夜が来ます。被災地にも夜が来ます。夜が来たときに、照明が必要です。停電になった場合に、照明のために発電機が必要なんです。それ等は どうしておられますかと、こういうことなんですけれども、答弁をお願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

備蓄食料の保存期間等ですけれども、大体3年から5年という形で出ております。水、それから今回につきましては、水が今年度賞味期限が満了となります。それに対しての切りかえということで計上させていただいたわけですけれども、順次何かのときに使えたらと思っているんですけれども、なかなか使っていただく場所もなく、ほんなら実は避難訓練等を使っていただくというの、去年でしたか、パンのほうはいろんな行事のときに食べてみてくださいということで出したこともありますし、保育所とか老人クラブさんのところでお配りさせていただいたこともありまして、そういう形で、もう全て廃棄ということはなかなかやはりもったいないなという気もありますので、何らかそういう形で住民の方にもこういうものですかということをお知らせできたらとは考えております。

それから、備品としてのものなんですけれども、毛布やシート、それから簡易トイレ等は備蓄倉庫のほうにも、それぞれの保管場所のほうにも、ある程度保存しております。それから発電機、照明ですね、こちらは役場のほうで保管しているのがありまして、そちらを持っていく、ただ数は、それぞれの避難所に全て配布できるかというとその数もそろっていないというのが実状ですので、これも今後ふやしていかないといけないものの一つかなと感じております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

食料、賞味期限が水だと3年とかおっしゃいましたけれども、パンは何年かちょっと聞き忘れましたが、水の場合は捨てるでも仕方ないと思うんですけれども、パンの保存期限、3年なら3年とするとうとう3年目には買いかえないかと。2年半ぐらいたった時点で買いかえを予想して、必要とある人がもしおられたら町内でも配布して、要りませんか、もらってくださいませんかというようなさばき方、そういうのをやったらいかがかなと思います。

それと、これ災害時の質問なんですけれども、笠置町においては災害というのは地震よりも土砂災害の場合のほうが多いです。土砂災害が起こる期間というのは大体6月から10月の間です。その間に、ひどく暑い夏、また蒸し暑い時期を過ごさなきゃならないことになっております。そういうときに、虫対策、それからお年寄り、子供さん等に冷房対策、そんな災害時に冷房みたいにぜいたくなという方もおられるとは思いますが、やっぱり弱者に対して気遣ってやるような対策は今後どうですか、おとりになられる計画はございませんか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

夏の空調等の対策ということですが、避難所につきましてはそれぞれ入っているところもありますし、まだ避難所として指定しているところで全て完備しているというところちょっと難しいところはあるかもしれませんが、ただ大きな、長期的になった場合、産業振興会館であったり今回改修されます笠置会館であったり、そういうところは空調のほうも整備しておりますので、長期的になりますとそちらに移動していただく、2次避難所といいますか、そういうところに移動していただくということも考えられると思います。

各地区での集会所については1次避難所というところで、本当に一時的な、1日ぐらいの避難になるかとは思いますが、そういうことも含めましてまだまだ検討していかないといけない課題というのはたくさん出てくると思っております。

施設につきましても、各集会所については老朽化のことも言われておりますし、バリアフリーにもなっていないところもありますので、順次また計画も立てていかないといけないなということは感じております。そういうところで、また検討させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

最後に質問させていただきます。

土砂災害等の緊急災害時に、建設業者との連携はうまくいっておりますか。また、今後そういう建設業者との対策を協議するような場所を考えておられますか。それを最後の質問といたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

土砂災害のとき建設業者との対応ということは、災害が起きたときに緊急的にお願いするという理解でよろしいでしょうか。

建設産業課のほうともまた連携をとりながらということに……、が主となって動いていただかないといけないこととは思うんですけども、緊急的なことですので、入札とか行っている暇がないと思います。そういうところでは、順次町内の建設業者さんに何等か作業をお願いするというのは通例かと思うんですけども、連携というのは、すみません、ちょっとよくわからなかったんですが……。重機とかの備品の貸し借りということですか。

業者さんをお願いして持ってきていただくとか、重機だけお借りするということですね。すみません。ちょっとそれは建設課と連携させていただいた中でさせていただくことになるかと思しますので、また中で調整させていただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

答弁をお聞きして、割としっかりやっておられるなという感じをいたしました。災害はいつ何どき襲ってくるかわかりません。ひとつ、行政側におかれましても、十分に手抜かりのないような処置をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで、瀧口一弥君の一般質問を終わります。

6番議員、西岡良祐君の発言を許します。

西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

私は、2項目について質問したいと思います。

まず第1項目として、笠置まちづくり会社についてお伺いいたします。

この会社は、民間の活力を得て笠置町の創生を図っていくため、先月8月に笠置まちづくり株式会社が創立されました。そして、その代表取締役役に西村町長が就任されております。そういう中で、以下3点について御質問いたします。

まず1点目、まちづくり会社の組織体制はどのようにされるのか。新聞報道によりますと、代表取締役が町長以下2名の体制がとられておりました。そして、会社の事務局という場所をある新聞によると企画観光課に置くというような報道がされております。こういう状態であると、企画観光課の業務量の負担、これが大変大きくなると私は心配しております。

今、その会社の恒常的な業務と、それと今問題になっているわかさぎ有限会社の事務局も企画観光課がやっておられます。こういう体制で果たしてええのか、その辺について対応をどういうふうにするのかお伺いいたします。

それから2点目、事業内容が町の環境整備事業等もやっていくというふうに書かれております。これは、いこいのときも問題に挙がったわけですがけれども、これ契約上、町長と社長との契約になると思うんですけれども、こういうことが商法上問題ないのかどうか、その点についてお伺いいたします。

それから3点目、会社の主な事業方針、それと笠置町が今やっている創生総合戦略との連携はどのように図っていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

この3点目については、多分コンサルタント会社との契約をされてやっておられると思うんですけれども、これは地方創生総合戦略の中で一応まちづくり会社の経費予算とかそういうものも上がっていましたけれども、この辺は委託の内容と予算的にはどういうふうになっているのか、その3点についてお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 質問にお答えをさせていただきます。

まちづくり会社の形態は、現在のところ総株主数が44で資本金が220万円となっております。そのうち、代表取締役として3人、取締役として3人と監査の方1人で今は組織をしております。

事務局は当面、企画観光課に置いておりますが、西岡議員指摘のようにこういうことは好ましくない状況は認識しております。早い時期に、しかるところに設置していく予定でございます。事務局には地域おこし協力隊を予定しております、今募集に向けて取り組んでおる最中でございます。

まちづくり会社は、取締役6人の合議制で進めていくことになっておりますし、代表取締役は並列で3人で担っておりますので、首長が代表取締役となってもし町と会社が契約を交わしていく必要が生じたときも問題はないとの確認を得ております。全国にもたくさんのまちづくり会社がございますが、首長が社長になっておられるところも実在しております。

町も、50万円を出資した以上、軌道に乗りますまで町の責任がございませう。こういうことを考えまして、代表に就任させていただいたところではございませうが、運営の見通しなどございましたらかわっていただくつもりでございませう。また、具体的な事業展開は事業部会で行って行くことになっております。民間のノウハウを生かして継続的に事業を進めていただくために、町が創生事業で行って行っております駅舎利用やサテライトオフィス、お試し体験住宅などの運営などを担っていただけないか、検討課題と考えております。

町の創生事業と会社が一体となって進めて行くことが必要でありますので、連携をとりながら行って行きますまいりたく考えております。以上でございませう。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 1点ずついくんですか。

議長（杉岡義信君） 町長に、今3点、西岡さんから提議ありました。それを答えてもらわんと、次の質問に移らないということですか。

6番（西岡良祐君） いや、よろしいよ。1点ずつでいうのやったらよろしいですよ。

わかりました。それでは、組織体制の件について一応お伺いした。

一応、当面は置いておくということですが、ということは、今はそしたら企画観光課には、まちづくり会社のことについての業務の負担というのは全然かかっていないということではよろしいですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 全くかかっていないとは言え切れませう。設立に当たっての連絡や調整、そういうのはコンサルタント会社との連絡、そういう作業を企画観光課で行っていただいておりますので、全くの負担がかかっていないとは言え切れませう。以上でございませう。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） これは、笠置町の総合戦略の中で出てきている問題であって、当然まちづくり株式会社を創設するまでは企画観光課は主になって行っていくのは当然であると思っております。これ、もう会社設立できたんでしょ。できたら、当然そんな会社としたら、事務局もあり、ちゃんと行っていないと。コンサルタント会社に会社としての事務局もできて、ちゃんと会社として回っていくまでをやらしてもらおうような契約になっているのか、3点目と関連しますけれども、その辺はどうなっているんですか。どこまでをこのコンサルタント会社に、どういう内容で今委託されているのか知らんけれども、会社をつくって設立したら、もう会社として動かんとあかんのではないんですか。まだそこまで行っていないけれども、

設立しただけやというような状態で動かれているのか、そして今までそういうあれじゃないのやったら、いつまでに事務局とかをつくって社員も採用し、業務をちゃんと会社として回していけるのか、その辺についてお答え願います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今の西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

会社につきましては、8月25日に設立いたしまして、設立準備に当たりましては、コンサルタント会社に契約をお願いしております。契約の期間は9月末までとなっております、設立されてから1カ月の余裕を持って9月30日とさせていただいております。

今回、9月30日にもう事業部会という先ほど町長も説明ありましたように会社でどういうことをやっていくかということ計画していく事業部会というのを設置しておるんですけども、その会議が9月30日にあります。実際、まちづくり会社が設立はされましたけれども、具体的な事業についてまだこれを進めていくというところが決定の段階には至っておりません。8月の終わりにも事業部会も開催いたしました、いろんなことは出ておりますがこれでやっていこうという確定したものがありませんでしたので、今回また9月30日にも会議はさせていただきます。そこを受けて、次、取締役会でその事業を進めていこう、実施していこうという決定がありましたら、順次まちづくり会社のほうでやっていく事業が出てくるかと思っております。

ただ、先ほど町長の答弁にもありましたように、まだ動き出して間もないところですので、町も出資もしていることから、そういうところまで少しある程度自立して動き出していただくところまでは企画観光課を事務局とした中で町もお手伝いをさせていただけたらというところで、こちらも動いております。そこを御理解いただけたらと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

その事業部会、30日にやられる事業部会というのは、これは株主で構成されているんでしょう。そやから、それを30日にやって、今後どういうことをやっていくか、それは会社として決めていくということでそれは結構です。早よやってもらわなあかんと思うんですけども、私が心配しているのは、企画観光課にどこまで負担させてやっていくのか、その辺がちよっと心配なんです。というのは、今、いこいの館のことでさえ精いっぱいなんです。よ、ほんま、私ら横から見とつても。そやから、その辺は早いこと立ち上げてもうて、これ

会社立ち上げてんやったら早いことこれ回せるように、もう今年度、今年度いうかことし中にでも回っていくように、早う事業部会も開いてもらってそれでやっていってもらおうということをお願いしたいと思います。よろしく願いしておきます。

そしたら、2点目の回答をもらえますか。2点目は言わはったんか。

私は、商法上これ問題あるかどうか、ちょっとそこまでよう勉強してませんのやけれども、いこいのときに体験したことなんかでいいますと、いろんな契約上、それから今後いろんなことが出てくると思いますが、委託契約なりそういうものが出てきますけれども、これが同一人物ではちょっと問題があると思います。できたら同一人物でないほうがベターじゃないかなと、いこいのときからそういうふうにしておるんですけども、町長、今、3人の代表制でやっていくからということをおっしゃっていましたが、ということは、もし町と契約するようなことが発生した場合は、西村町長の名前は使わないと、あと2名の方の誰かの名前で契約書を交わすとかそういうことを言っておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西岡議員言われるとおり、町長が社長に就任するということが好ましくない、そういうふうな考えも持っておりますが、先ほども申し上げましたように、町も50万円を出資しております。町の責任もございまして、私はこういうことを考えまして軌道に乗るまで、見通しがつくまで、その間だけでも代表に就任させていただいてそういう責任を果たしていきたい、そういう思いで代表に就任をさせていただいております。

今、何回も御指摘をいただいております町と会社が契約を交わしていく必要が生じた場合、町長と会社が同一人物であるということについて問題は発生しないかということでございますが、3人並列での契約を結ばせていただこうと考えております。その点については、法律上問題ないという確信をしております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 一応、先ほどまちづくり会社の以前に成功例とかいっているところの説明も受けましたけれども、この中では、首長が社長になっているというような例はなかったと思います。先ほど、どこかであるということをおっしゃっておりますけれども、それは商法上問題ないのやったらそれで結構ですけども、実情として、やはり同一人物がそういう契約を結んで判こを押すというのは私はちょっとおかしいんじゃないか、できたらそれは避けたほうがええと思います。というのは、いこいで苦い目に遭うとるんですから。

それと、3人代表制ということですけども、やはり町の契約するような予算とかそうい

う内容とか、そういうものはやはり社長としても漏れますわね、御存じですわね。それは絶対漏れないようなことでやってもらわんと問題が出てくると思いますので、その辺よろしくお願いしておきます。

それと、早いこと代表制というのはちゃんとしっかりしてもらって、これももともとは民間の力を導入するということをやっているんやから、これ町で町長が社長になってやっていくんやったら、それは別にまちづくり会社をつくる必要がないんですよ。そのほうが効率的ですわ、業務の中でもっと企画観光課の組織を充実してやったらええんですわ。そやけど、これは民間の力をやっぱり入れて創生を図っていこうという目的のためにやっていることやから、できるだけ早く民間にお任せすると。

それで、出資は当然、50万円でしたか、町はやっています。これは、町が地方創生で頑張ろうということをやっているんやから、当然議会としても50万円は賛成してちゃんと出資はしました。そやけど、社長にならんと町長やっていけないということやないんですよ。当然、出資しているんやから、株主ですから、当然株主の意見はその民間会社に意見を言って、指導していくということ是可以するんですから、できるだけ社長と町長は同一人物でないほうが私は好ましいと思いますので、その辺またよろしくお願ひしたいと思います。

それから、3点目はそしたら……、3点目はまだ聞いていないな。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 具体的な事業展開につきましては、前田課長のほうからも報告ありましたように、事業部会で取り組んでいくことになっております。民間のノウハウを生かして、継続的に事業を進めていくために、町が創生事業で取り組んでおります駅舎の活用やサテライトオフィスやお試し体験住宅などの運営を担っていただけないか検討課題と考えております。

町の創生事業と会社が一丸となって進めていくことが必要でありますので、連携をとりながら創生事業に取り組んでいきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

連携はとって十分やっていってもらえると思いますけれども、もう1回ちょっと確認しておきたいんですけれども、コンサルタント会社の契約は9月末という先ほどの答弁がありましたけれども、これはこのコンサルタント会社に委託している内容、どこまでをやってもらうのか、それをもう一度ちょっと確認と、予算的にはどのぐらいで契約されたのか、それを

お願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の今の御質問お答えさせていただきます。

コンサルタント会社とは9月末までの契約で、まちづくり会社の設立というところまでです。今回、事業部会というのも新たにまちづくり会社の中で設置することになりましたので、9月30日までその事業部会のほうに最終かかわっていただいて終了ということになります。

予算的には、加速化交付金の中でまちづくり会社の設立準備ということで予算取りをしておりますので、その中の450万円で契約させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 会社設立までの委託ということで450万円で契約したと、こういうことでよろしいですか。わかりました。

それで、あとお願いしておきたいのは、そやからこの会社設立まではコンサルタント会社がいてくれていたけれども、今後はいかにこの事業部会というのがどういうふうに活性化してやっていってもらえるかということやと思います。それを早いことやってもらって、事務局もちゃんと、会社の社員も事業の内容によっては何名雇うかというようなことも出てくると思います。それは、株式会社で考えてもらったらええことであって、企画観光課への負担ができるだけ重くならないように要望して、この質問は終わります。

次に移ります。

第2項目、移住促進特別区域の指定について。

この件につきましては、京都府では府のほうでやっておるんですけども、農山村地域の空き家を活用して移住者の誘導を図る特別区域を指定し、不動産取得税の減免や改修費の助成を行うことということでやっておられます。

新聞報道によりますと、京都府の中で、大体これ京都府北部ばかりになっておるんですけども、28の特区を指定して進めておられます。これについて質問いたします。

まず1点目は、笠置町では既に移住促進事業というのは2年前からやっていますね。これとは、今府で特別区を指定してやっている、これとは別のものなのか、同じものなのか。何か内容的には補助金とかも180万円とかいうて同じように思うんですけども、これまず同じものなのかどうか、それが1点。

それから、もし別のものであるならば、なぜ今回京都府の北部だけ28区を指定されてい

るようなことになっているのか。これは当然南部のほうでも入れてもらうべき、私、笠置町なんか特に入れてもらわんとあかんと思うんですけれども、その辺について答弁願います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

まず、移住促進事業につきましてでございますけれども、この前、京都府において移住促進事業実施要領等が制定され、それに準じた形で笠置町はこれまで笠置町農山村促進事業補助金要綱を定め実施しております。それで、今回、京都府のほうで京都府移住の促進のための空き家及び耕作放棄地等活用条例が制定されました。たしか8月10日前後だったと思うんですけれども、説明会がございました。

その条例では、これまでの要領等にありました空き家改修等の助成に加えまして、議員のおっしゃっていただきました不動産取得税の軽減や借り入れ資金の金利の負担の助成なども組み入れられております。しかしながら、この京都府の条例の要件といいますか、若干ハードルが高いように思え、当町の現状では活用しづらいと申しますか、活用できないような状況になっております。といったことから、今回の京都府の条例化されたものと町がやっております移住促進事業とは別物と考えております。

そして、北部のほうだけ今現在指定されているというところで、確かに京都市以南については登録はされておられません。北部については、確かではないかもしれませんが、これまで里の人づくり事業といった事業で地域の体制等々、土台づくりがなされておった関係で早くに移行、地区指定ができたのではないかと考えております。

そうした中で南部地域については、やはりその区域指定するに当たっては登録戸数をおおむね2軒以上存在することなどの要件がございまして、その辺で若干当町では現在空き家登録が3軒という中で2軒というのはちょっと厳しいのではないかと考えております。そういったところで、うちも近隣にも若干話を聞いたところで、やっぱりそういった2軒程度の空き家登録というのは厳しいのではないかとということも聞いておるんです。

しかしながら、やはりそれに向かって当然行政として努力もしなければならぬし、それ以上にまた地域の方の御協力等が不可欠ではないかと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

ちょっと、今の説明ようわからんのやけれども、2軒の空き家登録がなかったら対象にならないということを今おっしゃったと思うんですけれども、これ全然それやったら趣旨から

しておかしいのちゃうんですか。これは、過疎化が始まって困っているから移住を促進してやっ払いこうとしているのに、空き家の登録が2軒なかったらできひんとか、そういう発想がどこから出てくるんですか。これ、府からの説明とかあったときに、当町としてどういう説明を受けてどういう意見をおっしゃっているんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） まず、そういった助成を受けるのには地区指定が必要となります。京都府の条例では、その地区指定するに当たっては、おおむね空き家登録2軒以上が必要であるという京都府のこの条例の中身となっております。そうした中で、説明会以後におきましても、当町といたしまして、やはり現状を見る中で空き家登録2軒というのは厳しいと、そういったところの緩和、それと笠置町、6地区あるんですけども、6つの地区ではなくて笠置町1つとして地区指定はできないかというようなところを現在、振興局のほうとも話をしているところで、明日ですけれども振興局の方と協議をする予定となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

これ、特区というのは町村単位じゃなしに地区ごとに何か指定されているわけですか。2軒なかったらあかんとか、そういうことが大体基本的におかしいと思うんですけども、笠置町は今、そしたらあれですか、何軒あるんですか。これ空き家対策で以前から何回も質問もしておるけれども、今現在登録されているのは空き家は何軒あるんですか、そしたら。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 空き家登録数は、きょう現在3戸の登録でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

3軒というのは、何か大分前から一つも変わっていないように思うんですけども、これ今、空き家対策の事業はどういうふうに積極的に進めておられるんですか。何か、地方創生総合戦略の中ではお試し住宅の整備とかも上げていますけれども、これ何かも進んでいるんですか。

それで、もう1点、1年ほどで出られたところが補助金180万円ほど出してそのままになっているところがありますね。そういうところはもう今あれですか、いつでも使えるよう

な状態になっているはずやから、そういうところをお試し住宅とかそういうところへ流用されて利用されていったらええと思うんですけども、その登録されている3軒というのは今1年ほどで出られた家も3軒の中の1軒で入っているんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 3軒の中にその軒数は入っておりません。1年ほどで出られた空き家につきましては、その後入居されております。

それと、お試し住宅を予定しているところですけども、空き家ということで地元の方との協力を得る中で、登録してくれというところでお声がけを以前からさせていただいたんですけども、今回その家屋ごと御寄附をいただいた中で、そこをお試し住宅に活用する予定で現在進めております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 1年ほどで出た後、誰か入っているということやけれども、そんなん入っていませんやんか。どこが入っているのか。

それともう一つ、これ我々がやっているその移住促進事業と、今回京都府がやったこの促進事業、これ何でこういう説明があったときに、これ内容は一緒ですよ。農山村へ移住を促進してやっていこうという目的は一緒や思うんやけれども、なぜこういう別のやり方をまた府はやっているのか、その辺説明あったときに聞いておられないんですか。それと同じようにやってくれと、今我々やっている移住促進のやつもやってくれと、これやっている課が何か縦割りで違うんかどうかわかりませんが、そこらちゃんと確認して、こういう不動産取得税の減免とかこういうのがついておるわけやから、そういうことも今やっている我々の移住促進事業の中へも入れてもらえるようなことをやっていかないと、全然進まないんじゃないですか。そこらを、私が今までPDCAを回せ回せいうて何回も言うてきていますけれども、その辺なんですよ。

そやから、移住促進事業でおかしいところとかうまいこといかないところがあったら、それを見直して次の方法を考えていってもらわんと、こんなん同じようなことをやっていったって全然前へ進みませんよ。いつまでたっても空き家登録3軒から前へ行かない。そういうところをもうちょっと考えていただきたいと思います。

それで、今入っている、1年以内に出たところは入っていると言うたけれども、それは入っていませんやん、現実。どこが入っているんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼しました。1軒ちょっと抜けておりました。

おっしゃっていただいているところは、確かにまだ空き家となっております。もう1軒、飛鳥路地区のほうで1軒すぐに出られてその後すぐに入居されたということで、北部区内の1軒がちょっと漏れておりました。申しわけございません。そういったところでございます。

それと、条例等につきまして、現在京都府のほうにいろいろそういった緩和とか、町の思いを伝えているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） そういうことで、それでは最後にちょっとお願いしておきます。

お試し住宅は今どういうあれか、ちょっと答弁がまだなかったけれども、それやるのやったら早いことやっていくということと、それから今、飛鳥路の1軒は1年以内に出たけれども次が入られたんで特に問題はないけれども、前回の議会でも質問していましたけれども、交付金の180万円、10年以内に出た場合はこれの返還を求められることができるという要綱になっていましたけれども、その辺の見直し、それから今現在この役場の下の1軒についてはまだ空き家状態でありますな。その辺どうなるのか。これ、前の要綱には、空き家状態であったら返還してもらうこともできるというような要綱になっていますけれども、その辺の見直しをする必要があるんじゃないかということをしていましたけれども、その辺の答弁はどうなっていますか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 空き家、出られた後の補助金の返還等々のことだと思いますけれども、要綱によりまして、移住者が出られてもその空き家を空き家登録に継続して登録していただければ、返還の義務は生じないというふうな要綱になっております。ただ、10年間は再度空き家になっても登録をしていくというところでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 今説明されたことは、十分承知しております。それではおかしいから、改正する必要があるんじゃないかと私は言っているんですよ。これ、そうしたら10年たって空き家としてしか使えなかったとなったら、返してもらうのは誰に返してもらうんですか。家主に返してもらうんですか。あるいは、その交付金を出した人に返してもらうんですか。その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） その辺の返還につきましては、空き家の所有者になってこよう

かと思えます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 何かそれ、家主がほんだら返さんなんということですか。それ、そんなの返してくれますやろか、家主が。出て行ったのは家主に何も関係ないですよ。そんなん、家主に返せ言うたって返してくれると思いますか。だから、そういう問題が発生するから、この要綱を改正せんとあかんと私は言っているんですよ。その辺の考え方はどうですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 個人財産がきれいになったということで、所有者のほうに返還がかかってこようかと思うんですけども、議員のおっしゃるようにまたそういったところ、その部分だけと違っていろんなところで検討もしていきたいと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 西岡です。

最後に、忠告だけしておきます。これ、そやからこの要綱で180万円の改造費用は申請した入居される方に出すようになっていきますわね。そやからその辺を、そしたら家主から申請を出してもらうように、町としては家主に交付金を渡すと。それで家主と入居される方の話し合いで、ここをこういうふうに変更してほしいから、私が入居する場合はこういう改造をしてくださいと家主に言うて、家主から町のほうへ申請を出すという形に変えたら、おたくが言わはったように、今家主から返還してもらえるとということで筋が通ると思うんですけども、そういうような改正にしていったほうがええんじゃないかなと私は思えますので、意見として言うておきます。

また、考えてやってください。

議長（杉岡義信君） 答弁は。

6番（西岡良祐君） もう結構です。できんはずやから。

これで、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで、西岡良祐君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時42分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

7番議員、石田春子さんの発言を許します。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

私も4件ほどお聞きします。

少子化対策について、1番目。

2番目、高齢者が活躍できる場をつくる。

3番目、財政再建について。

4番、クリーンセンターについて質問します。

1番目の教育を充実させる子育て世代に魅力あるまちをつくるためには、どのようになされるのか、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 少子化対策についてお答えをさせていただきます。

平成27年3月に笠置町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。保護者アンケート、パブリックコメントを実施して、皆様の御意見を拝聴してつくり上げてきたものでございます。その中で上位を占めましたのが、小児緊急医療体制の樹立、公園など、子供が自由に遊べる場所づくり、子供の創造性や感性を伸ばす教育の機会の普及、また教育費の負担減などが挙がっております。行政といたしましては、やれるものから取り組んでいきたい思いで、来年度当初から、給食費、修学旅行費無償化を実施してまいる計画をしております。地方創生は、将来を担っていただく人づくりが何より大切でございます。安心して教育を受けられますよう、また、安心して子育てしていただける環境づくりをさらに進めてまいりたく考えております。よろしく願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

選挙公約にもなされて、小学生の給食を無償に、そして修学旅行も無償にと公約のときにおっしゃいましたけれども、それはどのようになっていますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、答弁させていただいた中にも言わせていただきましたけれども、給食費、修学旅行費無償化の実現を目指して、来年度当初から取り組みたいと考えております。それに向けて、今、要綱、規約も変えていただいておりますので、来年当初から実施とさせていただきます。予定でございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

来年から無償になるとのことで、よろしく申し上げます。

そして、電子黒板を導入、ICT教育の推進はどのように進められておりますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） このことも、私の公約の一つでございます。

先日も、小学校のほうに出向きまして、こういうことについての取り組み状況や小学校として希望されている点など、相談をさせていただきました。そういう中で、小学校としてもICT教育を推進していきたい、そういうお気持ちが強いですので、今年度、予算計上をしていただくような手はずになっております。それをまた検討させていただき、今年度で対処できるものなら対処していきたい、そのような思いでございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

いろいろ質問しましたけれども、よろしく願いいたしまして、次に移ります。

高齢者の活躍できる場をつくるということですので、どのようにつくられるのですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 高齢者の方が活躍できる場所をつくる、私も全く石田議員と同じ思いでございます。今、社協と老人会様とでやっていただいておりますほのぼのサービスおたがいさまという事業も、このようなことに当たるのではと私は思っております。行政といたしましては、協力できることがあれば協力をしていきたい、このように考えております。

また、言われますように、空き店舗や施設を利用していただいて、気軽に集まっていただけ場所づくりも必要と考えております。私は、その中で時節、季節に応じた作業、例えば、干し柿づくりやしめ縄づくりなどをしていただき、居場所づくり、いつまでもやりがいを感じていただける取り組みが必要と考えております。こういうことが、ひいては元気な高齢者ばかりのまちづくりにつながると考えておりますので、こういうことにも力を入れていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

ちょっとお聞きしましたけれども、空き家店舗を活用して、料理をつくって販売するというようなことをちらっと聞きましたが、町長は聞いておられないんですか。どのようになさるのかなと思って。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、石田議員の言われたことは、多分、駅舎再生の後の活用についてのお話かと思うんですけども、まだ駅舎再生について、どのような活用をしていくかということについて、結論には達しておりません。ただいま検討中でございますが、その中で、駅舎を利用して、ちょっとした惣菜でもつくって喜んでいただける、そういうことも考えていこうという一つの案がございます。今ではそういう時点でございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

いろいろ考えていただいたら結構と思いますから。

3番目に、財政再建について。

経常収支が府内で一番悪いと聞いておりますけれども、改善する方策について、どのようなになれるのかお聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

石田議員の経常収支比率の件についてお答えさせていただきます。

平成26年度までは、かなり100を超える数値が、もうここ数年ずっと続いておりましたが、今回の平成27年度の決算におきましては経常収支比率が88.6と、90台というのが目標ですが、まだそれを上回って88.6という数値が出ておりました。これは、平成26年に起債の繰上償還と、それから強制償還で約1億円、起債の償還を行ったためと、地方交付税が人口減少対策ということにより増額されたことなどが、経常収支比率が下がった要因になったと考えております。ただ、これは一時的なことであろうと思っておりますので、今後、また基金を借り入れる等もふえていくかと思っておりますので、そこらは、財政状況等を勘案しながら、適正に運用していきたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

財政が苦しいですので、私が何度も質問しておりますけれども、いこいの駐車場に対しても100万円、年に借りておりますけれども、最初のうちは12万円ぐらい上がっておりましたけれども、今のところは二、三万しか上がらないと聞いておりますので、100万円のところを返すのが何ぼ言うても返さないの、駅前の駐車場、38万から40万のところを1カ所でも返して、そして40万円でも浮いてくれば、修学旅行の無償とか、やっぱり町長も給食費無料とかおっしゃっていますので、そういう件に対してもしっかり考えていただき

たいと思います。この件に対しても、余りほかの議員の方はおっしゃらない。私は、やはり議員になったからには、自分のためでなく、町のために考えていただきたいと思います。きつく言いますけれども、そういうことなのです。

そして、町立中央公民館に対しても、老朽化をしているとって何度も質問してはりますけれども、事故が起きてからでは遅いですから、少しでも早く考えていただきたいと思えますけれども、どうですか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 駐車場につきましては再々契約をされて、今、3年か4年目ぐらいに当たると思えます。10年契約ということになっておりますので、今の段階で、こうしろ、こうしたいという思いは、なかなか難しい面があると思えますが、さらなる駐車場の有効活用を目指して考えていきたい、そのように考えております。

振興会館の利用につきましては、前回の議会でも申し上げましたとおり、今、駅前開発、駅舎の再生利用、また送迎バスが駅前に入るような、そういう仕組みをつくっていく中で、駅舎、振興会館を一体として、また盛り上がっていくようなことを考えております。今、そういうことも検討中でございますので、振興会館ももっと有意義な、皆さんが集まるような、そういう施設、元気のあることを発信できるような施設につくり上げていきたい、このように考えております。

中央公民館につきましては、雨漏りもしております。裏が危険土砂災害のレッドゾーンになっております。梅雨になりますと、1階部分も雨がたまる、そのような状況の中で、耐震もできていない、そういうことで、いずれは閉鎖をしていく、そういう機能をまた別の場所に多機能型施設として建設していき、そういう機能もその中に含んでいきたい、そのような、今、計画をしているところでございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

もうその件に対しても何度も質問しておりますけれども、今度の中央公民館に対しても、振興会館に、まだ、いつも会議やっているところもあいておりますので、そこで、その部屋やったら図書館も本も使えると、そう思いますので。だから、振興会館にしても600万の赤字ですので、やはりいろいろのことを考えていただいて、今の状況は考えてくれると思えますので、よろしく願いいたします。

そして、最後に、4番目のクリーンセンター問題について。

使用期限があと3年に迫っているが、早急に各地区の説明会を開催し、町民の意向を聞き、今後の対策を考えてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 皆さん御存じのとおり、今、和束でお世話になっておりますクリーンセンターは、地元との公害防止協定において、平成31年3月末が使用期限となっております。そういう重大な課題となっている状況を踏まえて、今後のごみ処理をどうするかという方向性を考えますため、学識者を含め、検討委員会を平成26年1月に立ち上げ、検討を重ねていただけてきたところでございます。昨年度末に、報告書としてまとめ上げていただいたところでもございます。

人口は減っているが、1人当たりのごみの出す量は若干増加しているため、全排出量はほぼ同じぐらいで推移をしている。そのため、同程度の処理可能な方法での検討が必要であるという前提で、検討対象は、1、3町村での処理の継続、2、新たな広域処理、3、民間施設での処理と、3つに絞られると提言をいただきました。

3の民間施設の委託は、有利な部分があるものの、民間ですので、何らかの事情でごみを受け入れられなくなった場合、大きな問題が生じてきます。この手法は、一時的な緊急避難として考えるべきとされております。

2の新たな広域処理につきましては、木津川市で現在検出されております西部塵埃処理組合は平成31年3月末までに始動されますし、平成20年に相楽で、ごみ処理施設は1つという確認書を交わしております。ごみ処理はより広域的だという京都府との方針とも合致しており、調整を進めていくべきであります。建設計画時に予定されていなかった東部地域からの搬入については、地元との合意形成が困難であり、時間をかけて完結したいと綿密に調整していく必要があり、期限に間に合う可能性は困難とされております。

1の3町村での処理の継続につきましては、地元の方々に使用延長に御同意をいただくことが大前提になります。

以上のようなことを受けまして、広域連合議会の全員協議会を2回開いていただき、検討を行っていただきました。その中で、ごみの広域化という流れはあるものの、新たな枠組みはすぐにできないため、それまでの間、地元の同意をいただいた上、現在の施設の延長、あるいは民間委託という避難的な措置も視野に入れ、まず地元への説明を早急に行うべきと方向が示され、現在、地元地区との日程調整を行っていただいているところでございます。

何よりも、私は肝心と思いますのは、お世話になっております地元の方々に、礼を尽くし

て真摯に現状、経過報告など、丁寧に説明を申し上げ、信頼関係を、まず、つくり上げることが大前提であり、そこから先への話があると考えております。誠意を尽くして真摯に交渉に当たりたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

この件は、連合の問題ですけれども、でも、この前も南山城村長もおっしゃったように、人口的には笠置が半分もあるかなしですわね。それに、笠置町のごみが多いと、そういうことを聞いておりますので、生ごみ処理の機械を与えて、ちょっとでも減るように、どっちが高くなるかわかりやしませんけれども、そういうことも考えたらいかがでしょう。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私も、議員時代、石田議員がおっしゃるように、家庭でのごみの処理機の普及をもっと図るべきだということを、何回も質問してまいりました。思いは全く同感でございます。私は、できたらもう少し補助率も上げて、そういう普及を取り組んでいったらいいなと思っていますし、四国の上勝町、そこでは、もう90%を超える家庭が、生ごみ処理機を持っておられて、まちの中がパッカー車が通らない、そのようなまちづくりをされているところでもございますので、そこまではいかななくても、ごみを資源化していく、そういう意識を持っていただくためにも、家庭でのごみの処理機の普及は、ぜひ必要かと考えております。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 石田です。

前も、町長もおっしゃったように、やはり、どちらのほうが得かということを考えて、笠置町は、南山城と違って、農家が少ないから、向こうは農家のほうに出してはるのかわからしませんけれども、とにかく、笠置町は人口的には多いことをしょっちゅう聞いておりますので、なるべく機械のほうも、やっぱり町民との話し合いをして、少しでもお金のほうも考えて話し合うべきと思いますので、よろしく願いいたします。

これで、もう私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで、石田春子さんの一般質問を終わります。

1番議員、田中良三君の発言を許します。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

2つのことについてお聞きします。

1つ目の森林保全、整備についてお聞きします。

ナラ枯れについてお尋ねします。カシノナガキクイという虫のため、ナラ枯れが発生していますが、この現象は、京都では北部の大江山から発生始まり、南下してきて京都一円でナラ枯れが起きております。笠置町でも笠置山を含む至るところで発生し、全国の被害量は、平成27年度で前年より増加して約8万3,000立方メートルと報告されていますが、笠置町において、被害の状況は把握されていますか。把握されていれば面積をお願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの田中議員の御質問でございますが、議員おっしゃっていただきましたとおり、このカシノナガキクイムシという虫を媒介して、ナラの木を枯れさすといったナラ枯れ、京都市のほうから徐々に南下してきているということでございます。

それで、一昨年でしたか、新聞報道等で、笠置山もかなり被害に遭っているというような報道がされたところではございますが、現在のところ、被害状況につきまして、具体的にどれぐらいの面積であるとか、どれぐらいの立米数であるとかいったような調査は行っていないということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 笠置町の場合は急斜面に発生率が多く、対策は難しいと考えますが、山林は水源のもと、土壌も支え、孔隙をつくってきたと考えます。そのような状況を考えて、何らかの手だてが必要だと思いますが、この件に関してどうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、確かに、山林は水源涵養と森林の持つ機能というのは多大なものがあるということで、おっしゃるとおり、災害の未然防止等にもつながっておるところでございます。その中で、議員もおっしゃっていただきましたとおり、前回報道されました笠置山の周辺等につきましては、かなりの急傾斜の斜面でのナラ枯れの発生ということでございまして、平成25年度でございますが、国の補助制度を使いまして、笠置山において、ナラ枯れの伐倒処理等を一度試みたことがございました。しかしながら、その際は、国のほうの補助事業であったわけでございますが、この補助単価と、それと実際施工に当たりまして見積もりをとらせていただいた結果、この両者に相当額の開きがあったということで実施を見送ったという経過がございます。基本的には、今後の町の対策といたしましては、

町道でありますとか公共施設、こういったものに直接影響を及ぼすようなものにつきましては、町においても何らかの対策を講じる必要があるというふうにも考えてはおりますが、これらにつきましても、現時点では緊急を要するといったものはないというふうに判断をしております。それ以外の部分でございますが、基本的には民家を含めまして、公共施設以外に影響を及ぼすようなものにつきましても、やはり原則といたしましては、土地、樹木の所有者の方に何らかの対応をお願いするということになる、このように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

今、産業課長が言われた、生命とか財産のところには対策が必要と言われましたけれども、例えばここから目視した状態で、笠置温泉の上のナラ枯れとか、トンネル西側の向かいのナラ枯れなんて、JR 関西線との協議も必要で、そやけど、切らんと生命とか財産とかに危険を及ぼす可能性がありますけれども、こういうのは、もう対策、話し合いとか終わっていますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、先ほど申し上げました平成 25 年度にあのあたりが、やはり史跡名勝地でもございますし、町の観光の目玉という笠置山の麓ということで、何とか対策できないかということで、一旦試みたわけでございますが、先ほど申し上げたような形で、できないという結果に至っておるところでございます。

ただし、その際に、やはり、今、田中議員のほうも御心配していただいておりますとおり、もし、あの木が枯れて下のほうに滑落するということになりますと、当然、JR のほうにも影響が出てくるということで、その当時、JR さんのほうとも協議をさせていただいたという経過がございます。しかしながら、JR さんのほうといたしましても、今の状況の中で、なかなか事前に予防的措置をとるということについては困難であるというような御回答をいただいたという経過があります。

しかしながら、それから 2 年等たっておりまして、当時はまだ赤茶い葉っぱをつけておったような樹木も、今、その葉もついておらないというようなことで、ナラ枯れというものが進行しているのかなというふうにも思われますので、今後も引き続きまして、JR さん等には、このような状況ですといったような情報提供をさせていただきたいというふうに考えて

おりますのと、あと、以前もそうだったんですが、府立自然公園というようなこともありますので、これは笠置山周辺に限ったことですが、京都府さんのほうとも、また、協議のほうを続けていきたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1 番（田中良三君） 1 番、田中です。

今、そやけど、JRが困難と言わはっても、下手なこと言ったら、例えば人家にかぶってきているとなったら、JRが無理やったら笠置町で何らかの対策がとる必要があると思うんです。

それで、国は平成27年3月にナラ枯れ被害対策マニュアルを作成されておりますが、これを踏まえて府と協力されて、ぜひ対策をお願いしたいと思います。

京都府は、環境税の使用について、環境保全のために使われておりますので、この件で、ナラ枯れに対しての対策を申請されてはいかがでしょうか。

それと、京都市はこれを申請やって、金が足らんさかい、まあ、大きい市とこやさかいやろうけれども、環境保全のために予算が計上されていると聞いております。笠置町では、これに対して予算の計上とかは、どうですか。町長、この件に、予算とかの計上、どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの田中議員の御質問でございますが、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、民家に危険を及ぼすような木が仮にあったとしても、基本的には木の所有者様、土地の所有者様というものがあることになってまいりますので、山林所有者の方に伐採等の対策を講じていただく必要があるものと、このように考えております。

あと、2点目の御質問でありました京都府の環境税とおっしゃられた部分でございますが、その御質問につきましては、京都府の豊かな森を育てる府民税——いわゆる森林環境税と呼ばれているもの——の交付金に関する内容かと存じます。この豊かな森を育てる府民税、市町村交付金事業では、確かに、ナラ枯れ対策のような森林の整備、保全の推進といった、このような内容の取り組みというものにつきましては、この交付金の対象事業とされておりますが、一方で、国または京都府において既存の補助制度があるものについては、本交付金事業の対象外と、このようにされているところでございます。それで、このナラ枯れ対策につきましては、既存の補助制度といたしまして国費の森林病虫害等駆除事業といったものや京都府の安心・安全里山再生事業、このようなものが存在しておるため、この辺につきましては

は京都府さんのほうにも確認をさせていただいたところでございますが、伐採等に係る費用につきましては、本交付金の事業では対象外となるというようなお答えをいただいております。恐らく、田中議員が京都市さんのほうでやられておられるというのは、既に虫が入った木の伐倒、伐採処分ではなく、感染拡大防止等、そういった事業での取り組みの中身ではないのかなというふうに考えております。

それと、本年度の交付金でございますが、何分まだ京都府のほうも制度ができたばかりでして、この交付金をどのような内容に使っていいのかというのをまだ、つい最近、正式なマニュアル等が来たところでございます。それで、笠置町のほうといたしましては、12月の補正予算のほうにこの交付金を計上させていただいて、こういった形での取り組みを行うかということをお相談させていただきたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

ナラ枯れに関連いたしまして、新たな問題が発生していると聞いております。ナラ枯れが発生している周辺に、カエンダケというキノコの発生がふえていると報告されています。このキノコは、さわるだけで高熱が出るほどの猛毒のキノコで、笠置町で発生したということはまだ聞いていませんが、ぜひ対策が必要と思います。カエンダケは赤いキノコで珍しく、ついさわってしまうという可能性がありますので、町民の皆様及び観光客に対しての周知をお願いしてはどうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの田中議員の御質問でございますが、私もちょっとキノコ類、勉強不足で、そういった弊害が出ているという情報も存じ上げておりませんでした。その件、また関係機関等に確認をいたしまして、今、おっしゃっていただいたような、啓発等の対策が必要だというような判断をいたしました際には、そのようなことも検討していきたいと、このように存じております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） よろしくそれをお願いいたしまして、次の質問の震災についてお尋ねします。地震対策について。

初めに、ことし4月に起きました熊本大震災、台風10号に対しての被害者の方々の御冥

福をお祈りするとともに、被災されました方々の一日も早い、避難生活をされている方、早い復旧を願っております。2013年11月に耐震改修促進法が施行され、2015年をめどに耐震診断を受け、病院及び庁舎、学校など、公共施設を耐震基準を満たすように工事を進められていくとされておりますが、震度7に対する基準は満たされておりますが、熊本地震において、本震と思われる7の後、余震と思われる7で倒壊したという例が新聞報道で出ております。このことについて、笠置町はどのように考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 田中議員の質問にお答えしたいと思います。

たまたまといいますか、今現在、耐震改修を含めた大型改修をしている関係で、私がお答えしたいと思います。

建築基準法の耐震基準でございますが、旧基準から1968年の十勝沖地震によって、1971年に改正されています。また、その次は、1978年の宮城県沖地震に対して、3年後の1981年に新基準に改正されました。

また、1995年の兵庫県南部、阪神・淡路大震災の発生によりまして、5年後の2000年にさらなる改正が行われたところでございます。そんな中で、旧基準では、中規模程度、震度5強程度の地震で、ほとんど損傷が生じるおそれがないという基準でしたが、今の新基準では大規模の地震度、震度6強から7に達する程度の地震で、倒壊・崩壊しないという規定でございます。今の段階では、国のほうですが、全く新基準が発表されません。これにつきましては、今までの例から見ますと、3年から5年後に法基準の改正がされるのではないかなというふうに思います。

今現在は、本震後の同程度の余震に対する基準というのは、今、発表されております段階では、今までの新基準のままでございます。笠置町としましても、そういう地震があっても、新しい基準が発表されない以上、どうすることもできないというのが現状でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

一番心配しているのは、情報を発信する、ツカビ発信する庁舎の耐震基準を満たしておりますか。それと、熊本地震のことを考えると、そのときのため、非常態勢は考えておく必要があると思いますが、そのことをよろしく願いして、地震は逃げる間もなく家屋の倒壊とか起きるので、今、地震に対してシェルターが20万ちょっとぐらいであると聞いておりま

す。これを笠置町の補助金で考えられてはどうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

田中議員の先ほどのシェルターの件でお答えさせていただきますと、国なり府のほうは補助制度を設けることになりました。町としては、まだちょっと条例の要綱の整備等ができておりませんので、実施は対処とはしておらないんですけれども、建物の中に安全な1部屋、空間をつくるというためのシェルターで、おっしゃったように、費用的には家全体の耐震改修なりということよりも、かなり安くつくということになっております。ですので、これは、府のほうとも、多分、今までの耐震診断等と同じように、本人さん半分、国、府、それから、町で費用を持って、御本人さんも幾らか負担していただくという制度にはなると思います。これは、ちょっとこれから検討して、中でどのように対応していくか進めさせていただきたいと考えております。

それから、庁舎の耐震についてですが、この庁舎が建ちましたのが昭和56年11月です。先ほど、増田課長のほうからも説明ありました、基準が変わった、その際どいつタイミングとございますか、56年6月に基準が変わったことになっておりまして、その後の、もっと以降の耐震については、ちょっと、この庁舎自体が、私自身も大丈夫だということは聞いておりましたが、何をもとにそういうものが出来たのかというところが、全く資料として手元に残っておりません。今後、ちょっと確認をさせていただきまして、また、今、熊本の地震とか、東北の地震、5年前の地震等も受けまして、また、基準のほうも見直されたり、庁舎自身の安全性の確保ということも国のほうで示されておりますので、そこらはこれから確認させていただきたいと、担当者のほうとも考えております。すみません。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

町民の皆様の防災意識を高めるために、防災訓練は、ぜひ必要と考えますが、これまでは、個々に防災訓練は行われてきましたが、全庁挙げての防災訓練が必要と思いますが、この件に関していかがですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

田中議員の避難訓練の件についてお答えさせていただきます。

昨年度、各地区の集会所を結びまして、避難訓練等もさせていただきました。消防団と一

緒になりまして、産業振興会館まで避難経路、それから各地区の集会所までの自宅からの避難経路を確認してくださいというところで、昨年度11月に実施したこともあります。その中で、各地区と結んでおりました防災無線のほうのふぐあいはかなり出ましたので、今回、9月補正で移動系無線の更新を予算計上させていただいて、今後、更新に向けて進めていくところと考えております。それで、その整備が整いましたら、各地区の役員の方にも仕様の説明もさせていただかないといけませんので、時期はいつということは、まだ決めてはおりませんが、それが整備された段階で、避難訓練なり、使用説明なり、計画したいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

それで、今、言わはった各地区のいろんな関係機関とやってもらって、今後の防災、減災に力を入れていただき、町民の安心・安全のためにこれを推進していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで、田中良三君の一般質問を終わります。

2番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。一般質問をいたします。

まず、定住自立圏で、さきの議会で協定が議決された関係もあり、また、質疑の中でも取り上げたこともあります。さらに、ほかの議員の方の質問との関係もありまして、通告の内容を若干省略や前後するところがありますが、よろしくお願いをいたします。

当町は、伊賀市と定住自立圏を結んで域内の活性化を図ろうということで進めておられます。この定住自立圏の協定書の中身については、さきの議会でも取り上げましたように、中身は抽象的であり、具体的な取り組みや負担金が幾らになるのかは示されていません。今後、共生ビジョン懇談会を開いて中身の細かい点を詰めて、そうした内容の共生ビジョンを作成するとされていますけれども、この共生ビジョン、また個別の協定を結ぶ場合については、それ自体も議会の議決事項にすることが好ましいと考えますが、この点はいかがでしょうか。答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま、向出議員のほうから定住自立圏について御質問いただきました。

議員も、今、発言ありましたとおり、過日の21日に定住自立圏形成協定書の締結につき

まして、議員各位からいろんな意見をいただいた中で、可決させていただいたところがございます。通告していただいている問題、12点ございます。全てがそのときに答えさせていただいたものだと思っておりますが、再度質問されるということですので、私のほうからも同じ答えになるかもわかりませんが、そこは了解していただいて、お答えさせていただきたいと、そのように考えております。

まず、具体的な内容がない、また負担金も決まっていない中でどうなのかということがございます。

この件につきましては、協定書の第3条で示しているとおおり、取り組み内容並びに市町村の役割を掲げております。これは具体的な内容でございます。

負担金につきましては、第4条で、相互の受益の程度を勘案し、協議の上定めるとなっております。

それと、もう1点、共生ビジョンの懇談会で決定されたことは、議会への議決事件ではないということがございますけれども、私から見れば、議会での議決された取り組み内容で事業を、これから事務事業です。要は、内容じゃなしに事務事業を各懇談会で決めていく。その事務事業につきましてはいろいろございます。例えば子育て支援の関係でもあります。その件につきましては担当課及び住民代表、当初は1名でございますけれども、伊賀市のほうに我々のほうからお話しさせていただいて、住民代表2名ぐらいをお願いしようかなということで、今考えております。その方々が代表としていただくということは、住民の意見が反映されると我々は思っておりますので、決して議会軽視ではないと思います。

よって、議運でも申し上げました、その定住自立圏で、進捗状況等につきまして、行政の取り組みを説明せよということであれば、常任委員会を招集していただければ、関係者は全て出席させていただいて進捗状況を説明させていただくということは、議運のほうで申し上げました。これが議会軽視になるとするならば、ほかの市町村はどうなのかなと、それは向出議員の思いでの話だと私は考えております。これが、もし、我々のやっていることが、どこまで議会に対してしていかなければならないか、地方自治法の中でうたわれている議決事件というのは予算、決算、条例の改廃等々、第2項のほうで条例で定めるということで、6月議会で議決事件を定めさせていただいた。そういうことで、我々は一定の役割というんですか、責任を果たしているという思いを持って説明させていただいておりますので、協力的な部分については、当然、協力もしていただきたいというぐあいに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

いろいろお答えいただきましたけれども、要するに、枠組みとして、共生ビジョンはつくるといふ枠組みはあると思います。その上で、その中で、将来像、それから、具体的な取り組みを規定していくと。そういうものを示していくという形で、説明資料には規定されていたと思うんですけども、そういう枠組みがありますので、共生ビジョンを議会の議決事項にできないのかと、この点をお聞きしているわけです。前回のときも、それは、そういうふうにはならないという形で説明をさせていただくということで答弁はいただいているんですけども、これを議会の議決事項にしていくほうがいいのではないかと、その点、どういう認識なのか。それから、そういう形で、もう議会の議決事項には一切しないと断言するのか、今後の取り組みの中で、それも検討してもらえるのか、その点ちょっと明確にお答えいただきたいなと思うんですけども。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの向出議員の質問でございます。

共生ビジョン懇談会での、向出議員が取り組み内容は議決事件とはならないのか。なりません。取り組み内容じゃなしに、共生ビジョンで決めるのは事務事業です。取り組み内容じゃないです。個々の事務事業を決めるということでございます。よって、我々としましては、議決事件じゃなしに、違う形での議員での報告会は、もし、希望というんですか、招集していただいたら報告はさせていただくと、先ほど答えたとおりでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

事務事業を決めるんだという話ですけども、ちょっとその点、確認したいんですけども、例えば負担金の額とか病児保育など、具体的な取り組みについては、その共生ビジョンには載ってこないと、そういう認識でよろしいんでしょうか。その点、確認をしたいんですけども。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問でございます。

共生ビジョンの中で、例を言われました病児保育関係でございます。当然、これは、共生ビジョンの中で、こういうことをやるということで上がってきます、事務事業の名前として。負担金につきましても、当然、そこで協議の上、一定の受益に応じた割合ということで、笠

置町の負担分、伊賀市の負担分ということは、その中で載ってきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

当局としては、事務事業だという言い方ですけども、やっぱり負担金のものも載ってきますし、具体的な事業の内容も載ってくると思うんです。それが、いいか悪いか、最後、議会としても判断したいということで、議会の議決事項にできないのだろうか。そういうことは、一切考えないということによろしいのでしょうか。その点、お願いします。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの向出議員の質問でございます。

負担金が決定されれば、当然、うちの予算に上がってきます。予算の中で議員として審議できるということはあるのではないですか。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

当然、予算のときには審議があると思うんですけども、やはり協定案自体は議決していますし、その具体的な取り組み内容、全体のもので載ってくるものについても、議会の議決事項にすれば好ましいのではないかと、そのほうが、より責任を持った形でできるのではないかと。大きな枠組みについて決めてありますけれども、その中身に詰めた全体の大もととなるものですから、それに基づいて、予算に関係してくる部分だけが予算の中での審議の対象となってきますので、それは、やはり絞られた部分での審議しかできないのではないかとということもあまして、議会の議決事項にしていだけないのかという点なんですけれども、ならない、なるという点はおいておきまして、当局としては、もう一切、議会の議決事項にしなくてよいというお考えなのか、その点だけ、ちょっと最後、確認したいんですけども。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの向出議員の質問でございます。

何回も同じ質問をいただき、私も同じ答弁をさせていただいております。この本議会での審議ということは、各事務事業での1項目ずつやりますか、こういうのやります、どうですかということは、ここでの議決事件にはならないと思います。ただ、予算の中で、例えば、負担金という形でそれぞれの負担金が伊賀市のほうに払うということで、各項目ごとで出てきます。その項目は、例えば、病児の保育でしたら、保育返金の中で、こういう項目が今回、定住自立圏でやったという関係の負担金ですよということで挙げさせていただいて、そこで

いろいろ御審議していただきながら、意見もいただき、最終的に向出議員のほうで判断をしていただく形、そのような形になろうかなと考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） この問題については、前回のときから私も腑に落ちない件がありました。それで、大分、町長にも確認して、最後、文書的に残るんやから、それはやはり議会にかけべきじゃないかということも私は申しました。それで、今、向出議員が言っていることも、そのようなことやと思うんですけれども、何か事務事業というか、それと救急医療体制のような、負担金がどうなって、優先順位がどうなって、今の現在の相楽でやっているところとの関連はどうかという問題については、当然これは私も議会に諮るべき問題ではないかと思っております。ということで、ちょっと、これ、休憩して、全員協議会開いてもらえませんか。

議長（杉岡義信君） 西岡君の動議に対して賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩して、全員協議会をやります。

休 憩 午前11時40分

再 開 午前11時53分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

先ほど、西岡良祐君の動議が出ました。それについて、全員協議会を行いまして、きょうは一般質問の最中でございますので、西岡君の動議は、これが終わり次第、全員協議会を行いますので、このまま一般質問を進めていきたいと思っております。向出健君には、このまま一般質問を行っていきたいと思っております。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

午前中に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

午前中取り上げていました定住自立圏の問題については、この後、全員協議会の中で議論するということになりましたので、この問題については、ここでは終わらせていただきます。そして、次の質問に移りたいと思っております。

2つ目の問題として、高齢者の安全対策についてお聞きをしたいと思います。

相楽中部消防組合では、緊急通報システムとして電話とペンダント型の発信機が高齢者などの家庭に設置されていますが、緊急に連絡をつけられない方を対象としており、全ての家庭にこのシステムがありません。要件から外れる方でも、緊急時の際、自力で連絡がつけられない場合なども想定されますが、こうした課題にどのように対処されますでしょうか、お聞きをいたします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問についてお答えいたします。

御質問にありましたとおり、緊急通報システムは中部消防を事務局、司令塔としまして、精華を除く4市町村で共通のルールにのっとって運営されているところでございます。大まかな概要につきましては、議員の御質問の中にもありましたが、全てを包括するものではないです。おおむね65歳以上の方で独居、あるいは高齢者世帯という要件で、なおかつ、日常生活を営む上で常時注意を要する状態というふうな要件を加味しております。御質問のあったいろんなケースでございます。もっとセーフティーネットを下げるべきやというふうな御趣旨やったように思うんですけども、どこに基準を置くかということこれから議論すべき時期がやってくるんだろうと思います。そういう観点から、平時は緊急通報システムのような制度じゃなしに、見回り活動というふうな中でやるしか今方法論としては持っていません。インフォーマルな事業でございまして、社協のボランティア互助活動というふうなものの中で見守りが必要な方の日常生活を目の届く限りは互助の中で見守っていくというふうなところでございまして、議員の言われるどうしても緊急に、急にぐあい悪うなつてというふうなところは、これからどうしていくのかというふうなところも協議していくことになろうかと思っております。現状としてはそういう状況でございまして、御理解のほう、御了解のほうよろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今後協議をしていくということでお話がありました。特に高齢の方のほうで病気になったり、緊急時にそういう状態に陥る可能性は高いのかと思いますが、若い方でも何らかの形で倒れたり、意識を失う寸前のような状態になったときには、なかなか自力で連絡がつけられない状態も想定はされてくるのではないかというふうに思われます。そうした際、やはり何

らかの形での通報システムというのを構築していくべきだというふうに考えています。今後はそういった課題についてもぜひしっかりと取り組んでいただくよう要望いたします。

また、町内で実際に行方不明となり、亡くなられた方が実際おられます。また、住民の方から、いわゆる徘徊をされているという情報もされている方もいるとの情報も寄せられていまして、こうした課題にも何らかの対応が必要になってくると思うんですけれども、こうした課題にはどのように対応されていきますでしょうか。答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございます。先ほどの御質問の中で、当然協議する時期が来るだろうというふうなことで申し上げたところでして、まだまださまざまなものが、実際は優先順位が若干低いということは申し添えさせていただきます。そういう協議をするときはやってくるだろうというふうな認識をしております。

今の、ただいまの質問でございますが、残念な事件がありまして、その後、やはり制度的に不備なところをカバーするために、郡内ではまだ早いほうでしたかね、2番目か3番目ですが、京都府と警察と共同の中で笠置町高齢者SOSネットワーク事業を実施しました。これは先ほど言われているような認知症といえますか、徘徊癖のある認知症の方を対象にしたものでございまして、捜索の初動が一番大事なことです。行方不明になられてから、10分、20分というのが一番大事な発見可能性が高い時期だそうで、そのときに力を発揮するのが、この町のSOSネットワーク事業というふうなことで設置させていただきました。長期化すれば当然、警察なり消防なりというふうな常備的な組織が動くわけでございますが、27年9月に設置いたしまして、その啓発もやっております。関係者を呼んで、こういうときにこういう活動をしようというふうなことを実施もしておりますし、その関連事業でいいますとオレンジロードというふうな認知症のつなげ隊のキャラバン隊みたいなものでございまして、そういう事業も兼ねて小学生に啓発したり、住民に啓発したりというふうなことで対応させていただいています。

ちなみに、行政機関を別にして民間機関でしたら、瞬時に13機関にこういう方が今行方不明やから気がついたことは連絡してくださいというふうなことを、防災無線とか当然併用しますけれども、そういうことをメールなりファクスで連携とれるようなシステムにしております。当然、京都府、警察というのも同時に連携とれるような体制をひいているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

いわゆるGPSのタグとか、そういうGPSを利用した形での行方不明の方の発見の対応というのも考えられると思うんですけども、このGPSの利用についてはどのようにお考えでしょうか。答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまのGPSの活用でございますが、一つの有効な手段として捉えているところでございまして、緊急に配置させていただくとか、そういうふうな状況ではございません。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

先ほど通報システムについては協議する時期が来るだろうということで、しかし優先順位は低いということで申し添えがありました。

それから、今言われたように、GPSについても有効な手段であるけれども、今すぐ配備をしていくということにはないということでは言われましたけれども、町長自身も以前議員時代には、こうした緊急通報システムの問題等、取り上げられたと思います。さらに少し前にもお年寄り、高齢者の方、ひとり暮らしの高齢者の方が結構おられるというお話も個人的にちょっとお聞きをしました。

それで、町長自身はこういう問題に対してどのように考えておられるか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

GPSを早期に導入してはどうかという御質問でありますけれども、私も議員時代こういう質問をした経緯がございます。GPSについてはメリットばかりでなく、デメリットの部分もあると、そのように認識をしておりますので、また検討を重ね、課とも検討をさせていただきながら導入していったらいいのか、その辺は検討していきたいと思います。

私は一番肝心なのは、やはり地域でのお互いさま、見守り、声かけ運動、これは私は一番基本になることだと思っておりますので、社協を中心にこういう活動をしていただいております。私はこういう活動にすごく賛同しますし、こういうことについて行政としても力を入

れ、社協と一緒にこういう取り組みを進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

検討されるということで、進めていきたいということも言われました。ぜひ、命にかかわる可能性のある問題ですので、優先順位が低いとか言われましたけれども、ぜひ、ちょっと喫緊の課題として優先的に取り組んでいただくよう強く求めたいと思います。

それで、次の3つ目の質問に移りたいと思います。

地震対策ということで、上げさせていただいていますけれども、地震対策だけではなく、災害時の問題でもあるわけですけれども、以前、避難、災害にあった場合、食料の提供についてコンビニとの協定をしてはどうかということはちょっと提案させていただいたことがありましたけれども、説明としては、なかなかコンビニのほうも難しいと、笠置町だけではなくて、ほかの自治体からの要請等もあり、なかなか難しいというお話はありましたけれども、しかし、やはり緊急時に事前に協議なり何らかの協定なりしていないと、なかなかスムーズに供給がされないんじゃないかと、せつかくある食料が無駄になるんじゃないかという思いもありますので、今後については、ぜひ一度、再度またコンビニとのそういった食料供給の体制の協定なり協議について進めていっていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

コンビニとの食料の供給の協定ということですが、以前先ほども向出議員がおっしゃっていたように、コンビニという立場上難しいということでお聞きしておりましたが、最近になりまして、他の自治体さんとコンビニさんとの協定結ばれているところもありますし、こちらのほうも経緯も変わっているところもありますので、担当者のほうともちょっと話をする、してみてもいいかなということを言っております。どうなるかはわかりませんが、少しでも、うちの備蓄品だけでは足りない部分も出てくるであろうですし、そういうことをうまく活用できたら、町内に一つあるコンビニエンスストアですので協力していただけたらと思いますので、話は、声かけには行かせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

いわゆる被災されたときに、地域内の医療機関が機能しないということも場合によっては想定されると思うわけですが、そういった場合、他の自治体からの、医療機関からの応援態勢についてどういうふうになっているかと。要するに何らかの協定を結ばれているのか、そういった協定をされてスムーズに他の市町村から応援に入ってもらえるような仕組みができているのか、その点ちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問について回答させていただきたいと思います。

災害の医療体制については、年に1度程度、一番小さなエリアでしたら、山城南圏域で山城南災害医療連絡会議というのが開催されていまして、そのときに協議されています。一般質問ございましたので、昨年11月にされた内容をちょっと読み返してみまして、私も勉強させていただきながら、復命したところでございます。災害時になりましたら、まず、応援態勢というのがございまして、当然言われているとおりございまして、まず有効になるのが5市町村で、これが19年3月に締結されている災害時医療救護活動相互応援協定というのがございます。消防でも同じような形の相互応援協定がされておりますが、そういうのと似通ったものでございます。相楽の医師会と各市町村長が契約をしております、市町村長の指揮下に入るといふようなことで、即対応可能になろうかと思っております。

その上部の組織も協定されていまして、京都府と府の医師会、これも同じような災害時医療救護協定というのがされております。これも同時に発動されるのではないだろうか、災害の程度にもよりますけれども、そういう流れになっております。

それと、医師会が独自に動かれる、ひょっとしたら熊本のほうで名前聞かれたかもしれませんが、相楽医師会からも今回熊本地震に行かれたというふうなことは聞いております。

JMAT、DMATというものの組織がございます。まず、JMATでございますが、ジャパンを頭文字にした医師会の医療体制をカバーする活動でございます。これは、府の医師会の指揮下に入って、その5市町村の相互応援協定よりも遅いですが、後追いで、その地域に入ってこられる。それから、DMATは京都府の緊急災害医療チームというのが組織されます。これは、先ほど言いました京都府と府の医師会の救護協定と連携して発動されるものでございまして、これも災害の規模によって連携されるというふうな流れでございます。

そういうふうな、お互いに連携をとるところは総動員して救護態勢をしくような、態勢がしかれるというようなことをございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

熊本地震のことも触れられましたけれども、熊本地震なんかではエコノミー症候群というのは結構大きな問題になりましたけれども、そういった実際に何か大きな病状が出る前でも予防的なことも含めまして、やはりしっかりと医療の相談も乗れる体制も構築していただきまして、さらにまた、当然皆さん御存じのように笠置町は高齢化率が非常に高いということで、やはりそういった事態になりやすい状況にあるのではないかと思いますので、しっかりとした医療体制の応援態勢の構築を求めたいと思います。

そしたら最後に4つ目の問題として、公共交通の充実についてお尋ねをいたします。

いわゆる関西本線は笠置以降亀山までいわゆるICOCAが使えないということになっていきますけれども、当町も温泉等、観光を目玉にということで地域活性化を図ろうという方向で進めています。それで当町は、このICOCAの今現在利用できないということについて、どのようにICOCAを利用していきべきだとお考えなのかどうか、その点ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 関西本線、笠置駅のICOCA利用について、町長として、これをどのように考えるかという質問でございますが、こういうことが利用できるにこしたことはないと思っておりますが、ICOCAの設置に当たっては、かなりのいろんな問題があると思います。その辺はかなり高いハードルと認識をしておりますので、なかなか難しいのではないかなと、そういう感じが今しております。そういう詳しいことについては担当課長のほうから答弁をいただきます。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼をいたします。

ICOCAの必要性につきましては、町長が申しましたように、当然必要性を感じております。そういった中で、関西本線複線電化促進連盟、それと関西本線複線電化促進同盟会、それとまた関西本線電化促進会という組織がございます。そこには当然笠置町も加入しているわけなんですけれども、そういったところと連携しながら、これまでずっとJR西日本に對しまして要望活動をしてまいっております。

一番最近では28年3月にJRのほうに要望していったわけなんですけれども、その要望活動の、要望の内容につきましてもICOCAが使用できるような形でということの要望も含まれております。しかしながら、JR西日本の回答といたしましては、なかなか厳しい回答になっております。しかしながら、今後もそういった関係、近隣市町村と連携を図りながら要望活動は続けてまいりたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

私も、このICOCAだけの問題ではなくて、笠置駅のさまざまな改善についてJRとも交渉したことがありますけれども、また、このICOCAの問題についても、問い合わせをいたしました。JR側の言い分は採算の問題であるとか、なかなか駅員の体制を、駅員を置かなければ、誤作動等もあり、ICOCAのシステムだけの導入だけでは済まないと、なかなか難しいというふうに言われました。

それで、そういうJRの立場はあるんですけれども、例えば観光を目玉にするということで、今現在、確かに利用者が少ない、どんどん減ってきているという中で、やはり観光等ツアーを組むなり、ラッピング車っていうのも地方創生の交付金の中ではありましたけれども、そういった積極的な取り組みをする中で、利用者もふやす、そういう展望の中でICOCAの導入も求めていくべきだというふうに思うわけなんですけれども、そういった点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。

向出議員おっしゃっていただきましたようにラッピング車両、地方創生の中で現在取り組んでいるところでございますし、これまでもそうですけれども、乗降客をふやそうということで、JRや近隣市町村と連携をする中で、JRハイキングとかそういったイベントも取り組んでいるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

ぜひ、消極的な要望だけではなくて、積極的な提案もしながら進めていただきたいと思います。ICOCAについては、いろいろ私自身も観光の方が、それによってなかなか戸惑っておられたり、いろいろ電車に乗るのもおくれたのも実際に見たことありますけれども、そういったこともありますので、観光を目玉にするという笠置町にとっては、これはもう重要な

課題だということで取り組みを進めていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問ですけれども、府と和東町、笠置町、南山城村が中心となりまして、J R 関西本線沿線地域公共交通活性化協議会というものが、初会合が6日に行われたというふうに新聞報道でされています。この協議では、どのような内容のことが主な点として協議されたのか答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。

J R 関西本線加茂以東沿線地域公共交通活性化協議会につきましては、京都府の事業といえますか、そこで取り組んでいただいております。そして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の関係で加茂から月ヶ瀬口駅までの沿線に係る地方公共交通網形成計画の策定及び実施に関する協議を行うこととして設置されたものでございます。形成計画策定の背景には京都府のJ R 関西本線加茂以東、特に乗降客が減少の傾向にあります。そしてまた、単線非電化となっており、府域の3駅は無人、他の駅へのアクセス道路や駅前広場の整備が進んでおらないというところで、また笠置町、和東町、南山城村におきましては、東部連合という組織も設置された中で、この3町村を一つの計画区域として基幹交通とアクセス交通からなる公共交通のネットワークの再構築を図っていこうというところで設置をされたものです。そして、3町村の鉄道や地域間の基幹バスを基軸としたネットワークと地域内の交通を総合的に見直し、持続可能な交通体系の再構築を目指していこうということで、先日協議では話し合われました。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

府の事業ということで言われましたけれども、府の事業ということは、実際どうなるかはわからないとは思いますが、府のほうもこうした駅の整備等、公共交通ネットワークの構築等については、財政的な支援も含めてしていただけるというふうな認識でよろしいのでしょうか。その点ちょっと確認をしておきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 今後そういった整備をするに当たっては、まずその計画を策定しなければならないということとなっておりますし、今後整備に係っては、府からの援助等はあるものと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

ぜひ、府からの援助もあるということで想定しているということですから、公共交通の問題というのは、やはり笠置町で住まれている特に高齢の方で車に乗れなくなった方というのは本当に深刻な問題で、ダイヤの問題等々、電化の問題のような大きな問題もありますけれども、しっかりと少しでも改善に向けて協議を進めていただきますよう求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで、向出健君の一般質問を終わります。

3番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

一般質問については、国道163歩道設置について、それと有限会社わかさぎ経営に関して、ワイナリーに関して、府道笠置山線に関して、和東町・南山城村・笠置町の焼却炉について質問させていただきます。

1番目なんですが、国道163歩道設置に関して。大河原のバイパスも貫通しましたし、道の駅も着工、そのため車両の通行も増加し、特に大型車の混入率が30%になっております。町民の安全・安心な暮らしと経済・流通の重要なかなめ、町として大きな問題であります。前回は質問しましたが、未完成箇所について、町としてどういう経過になっているか町長御報告ください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 議員言われますように、大河原バイパスも完成をし、また来春には道の駅も完成をされていきます。車の通行の増加が予想されます。町民の方の安心・安全のため、切山、草畑間の拡幅、歩道設置はぜひ必要であります。町といたしましても、これまでも何回も府に対し、再三再四要望を繰り返してまいりました。府とされても、誠心誠意取り組んではいただいておりますが、なかなか前へは進まないのが現状でございます。今後も府と町が連携して実現していけますよう取り組んでいきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） この問題について、問題となっている部分について、地権者並びに関係部署に交渉の場を何回持たれましたか。そして、その結果につき対策をどのようにとられたか、御発言ください。町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 京都府のほうでそういうことの手組みをされていると知りおきますが、

地権者の方に何回行かれて、どのように返事をいただいているか、そのことに関しては、町はまだ知ってはおりません。早急に町としても府に対して今どういう状況になっているか確認をさせていただき、町としてできることがあれば、積極的に協力させていただいて、この話は前に進めていきたい、このように感じております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

これは、163は国道ですんで、町自体として国、そして府、特に国道163整備促進協議会等を通じて、このような事業要望をどのように持っていくのか、それを再度説明ください。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま松本俊清議員のほうから163号線の整備に関して要望活動等についてどのような形でやっているか、また今後どのようにするかということでございます。当町としましても、先ほどありましたとおり、協議会の中に入れておきまして、毎年国のほうに国交省並びに地元の参議院、衆議院の先生方に要望活動を2日間かけて行っております。また、当然、京都府のほうからも国のほうに働きかけていただいておりますので、当然引き続き当町としましても163号線については要望活動はしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） 今の説明はそれでいいんですけども、163の歩道について、再度町長にお聞きします。163の町として完成目標は何年後か、それについての決意のほどをお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 163号線の拡幅について、町としていつ完成をされるのか、その決意を述べなさいということでございますが、この工事は京都府や国が主管する工事でございます。町として、そういうスケジュールを立てて計画的に進めていくというのはできないと思います。先ほども申しましたように、町としてできる限りの協力をしていく、そういう方向で取り組んでいきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） この件については、前向きに積極的によろしくお願ひしたいと思います。続きまして、有限会社わかさぎ経営に関して質問させていただきます。

わかさぎ経営に関しましては、町として最大の問題点であります。町出資100%の会社であり、運営責任者であり、また就任と同時にわかさぎ、土埃、コモンズと3社会談を開催されました。20期においても赤字、21期においても5月から7月で180万円の赤字であります。特に20期において、1年間経過も町民の評価は極めて低く、また、再契約をされるという形になっておるんですが、この部門について、どのように3者会談されて話をつけられたか。また、4月のときには専門家の意見を聞くと発言されておりますが、そういうことについて御報告ください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 松本議員が御指摘されますように、ことしの5月から7月で180万円の赤字が計上されました。真摯に受けとめております。その中には、突発的な大型冷蔵庫などの大きな修理代が発生して、言い逃れではありませんが、基本的な収支はとんとんで推移をしております。

今の業者との契約は、この30日で終了いたしますが、引き続き今の業者と再契約を結びます。食の部分に関して、何であんな評価の低い業者と契約するのかという指摘であります。スタート時では極めて不評でした。お客さん離れもいたしました。けれども、何とかニーズに応えたい、そんなお気持ちで改良を重ねてこられました。徐々にお客さんもふえてまいりました。先日もお客さんが、ここのサラダはうまいという声まで私はお聞きしました。こういう姿勢は私は評価をいたしますし、懸念でした料理長も地元の熟練の方が入っていただくと聞いております。新メニューもつくられて、10月、11月の2カ月の予約、57件を受けておられます。これは今までなかったことでありますから、必死で取り組んでいただいております、私はこういう姿勢に対して、食部分の飛躍を期待しております。

温浴部分につきましても、今までは月200万円の固定払いでしたが、入館数に応じた支払いにさせていただきました。業者にとってもかなり厳しいものと考えますが、御理解をいただいたところでございます。27日にも、コモンズ、土埃、わかさぎの3者会談をいたしました。何としても年間8万人を超える入館者を迎えるため、いろんな取り組みをしていこうと確認し合ったところでございます。

いこいの館は笠置の拠点であります。ここが元気になれば町に元気を発信できます。全力で取り組んでいる決意でございます。議員の皆様、また町民の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） 一応説明は聞いたんですが、特に赤字が出ているんですけれども、それについて、赤字部門はどの部門か。風呂か、食堂か、喫茶か、ゲートボール場か、宴会か、それを分析されて、どのように指導していこうとされているのか。その点、専門家の意見を聞かれたときにどういう方法を策として練られたのか、御報告願いたい。

また、これについて21期利益計上なき場合は、私財を投じてでも補填する覚悟があるのか。また、赤字部門については、その部門を閉鎖する覚悟があるのかお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 正直なところ、各分野、喫茶が赤字なのか、温浴部分が赤字なのか、ゲートボール場が赤字なのか、個々についての精査は正直できておりません。ただ、今いただいている commons からは総売り上げの20%、また commons に対しては月200万支払って、土埃から総売り上げの20%をいただいている、そういう中での収支の計算でございまして、正直なところ一つ一つの箇所についての分析はできておりません。

また、こういうことについては、ぜひ必要かなと思いますので、また、そういうことも取り組んでいきたいと思っております。

赤字が出たら私財を投じるのか、それはいたしません。できる限り、渾身の力を込めて再生に力を入れていきたい、そういう気持ちで取り組んでいきたいと思っておりますし、また8月分につきましては、何年かぶりに7,000人を超えました。また、8月も好調だと聞いておりますので、この好調を持続していけるように一瞬たりとも油断せず取り組んでいきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） わかさぎの運営については、そういう覚悟で町民の関心も非常に多いですので強力に進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

続きまして、3番目にワイナリーに関してお聞きします。

町の活性化のため、荒廃農地活用にて農業委員会とともに進めてきたブドウ栽培案は、約3年以上たっておりますが、現在に至っているも、町長はどのように思っておられるのか。

また、その経過報告をよろしく申し上げます。町長、お願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 切山の荒廃農地にブドウを栽培して再生していこうとする取り組みでございまして。松本前町長が取り組まれ、私も議員にならせていただいた最初の質問が、切山地区の荒廃農地の再生は笠置に大きな活力を与えますと質問をさせていただきました。思いは

同じですので、引き続きさせていただいて、実現していきたいと決意をしております。

この事業は、京都府、笠置町、切山区、地権者の皆様、それと企業の5つがそれぞれのポジションで協力し合っていくことが必要であります。まとめ役、調整役は行政がやるべきだと思っております。今年度に入りまして、総会を2回開催していただきました。その中で指摘していただいた点を今整理しているところでございます。整理できましたら、会合をまたお願いする予定をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） ただいまの発言で笠置町という発言があったと思うんですが、この事業として、どのような方法で町として取り組んでいかれるのか。その点、一応お聞きしたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町としまして、一番、調整役やまとめ役ができるという点につきましては、地権者の方の持っておられる農地を中間管理機構に委託していただける、そういう掘り起こしや世話、そういうことを行政が率先してやっていくべきだと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） それで、府とか町とかいう形になるんですけども、これ再度お聞きしますけれども、これは町でやるんですか、それとも民間企業なんですか、どちらなんですか。この前の説明では民間、民民となっておりますが、これ発言にちょっと食い違いがあると思うんですよ。その点、ちょっとお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 発言が食い違っているというような誤解を与えるような発言をしたかもしれないけれども、この事業は先ほど言いましたように、京都府、笠置町、切山区、地権者の皆様、企業の5つでやっていくということでございます。笠置町としましても、先ほど言いましたような世話役をやっていかなければならないように考えておりますが、やはり企業が中心となって、先頭に立って、そういうこともしていただくことが必要かなと私は思っております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） このワイナリーを進めるということと思うんですけども、ただ、これ植栽時期にもう入っていると思うんですよ。もしやるとすれば、ブドウの。そうすると、こ

としはもうできないということですか。それと、地元の交渉はできているんですか。町として、これは地場産業ですので、収穫、そしてまた加工までできるという最適なものと思うんですが、町長の取り組みを、再度決意のほどお願いしたい。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この事業を取り組むに当たりまして、いろんな難問題が山積しております。ことしが今植栽の時期だと言われましたけれども、この問題をまだ完璧に解決しておりません。ですから、ことしの植栽は無理でございます。先ほども申しましたように、総会を開いていただいた中で、いろんな問題点を指摘していただきました。それを一つ一つクリアしていき、府としても協力していただくような体制をつくり上げて、そういう現実的に植栽ができるような、早期にできるような取り組みを進めていきたい、かように思っております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） 今、ちょっと植栽の話もしたんですが、これ、時期的に言ったら、もうことしはできないということですか。早く言うと、町長のかげ声だけと違うかなという疑問も感じます。いろいろ問題はあると思うんですが、熱意を持って、この対策に取り組んでもらいたい。特に笠置町活性化のためにも任期中に何らかの形を出してもらうようによろしくお願いいたします。

続きまして、和束町・南山城村・笠置町の焼却炉についてお尋ねします。

先ほど、石田議員から質問もありましたが、一応町長としてどうするのか、この方針をお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町長としてどうされるかという御質問でございますが、これは連合をつくっております、連合議会がございます。連合長もおられます。私は副連合長として仕事をさせていただいております。町長として仕事をしていくのではなくて、副連合長として、その責務を全うしていきたい。その副連合長としての仕事というのは、連合で決められたそういう内容に沿って仕事をしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） 今、連合の話が出たんですが、それは十二分にわかっているんですけども、その中で町として、例えばいろいろ問題になっていきます定住圏の問題で、環境問題が中に入っていると思うんです。それで、町として、こういう問題を定住圏のほうに入れ込んで協議してもらおうのか、そういう点、ちょっとお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ごみ処理に関しては、今東部連合でやっておりますこの形態は当然維持し、発展させていきたいと考えております。伊賀市との提携によりまして、そういうごみの焼却に関しての提携は考えてはおりません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） 考えていないということなのですが、この定住圏のところに環境でごみの問題が入っていると思うんです。そういう点の駆け引きはどのようになっているのか、ちょっと理解に苦しむんですが、再度、説明ください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 連携する中身について環境問題が含まれているという御指摘でございます。私は前も答弁させていただきましたが、伊賀市は4R運動についてかなり先進的な活動をされております。そういうノウハウを勉強させていただいたり、職員が赴いて勉強させていただいたりするような取り組みをしていきたい。また、不法投棄なども連携して、その不法防止への対策も連携して取り組んでいきたい、そのような連携を考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

3番（松本俊清君） 松本です。

連合の会合をされて、いろいろ報告があると思うんですが、これ、できるだけ報告のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

これで、質問を終わるわけなんです、新規に町長として非常に期待しておりますので、よろしくお願ひします。以上です。これをもって質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで、松本俊清君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中

の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成28年9月第3回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後1時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 西 岡 良 祐

署名議員 石 田 春 子

署名議員 田 中 良 三